

清水天然ガス発電所（仮称）建設計画  
に係る環境影響評価方法書についての  
意見の概要と事業者の見解

平成 27 年 10 月

東燃ゼネラル石油株式会社



## 第1章 環境影響評価方法書の公告、縦覧、説明会及び意見書

### 1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、方法書を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書を公告の日から起算して1月間縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表した。

#### (1) 公告の日

平成27年8月25日(火)

#### (2) 公告の方法

① 平成27年8月25日付けで、以下の日刊新聞紙に「公告」を掲載した。

[別紙1参照]

- ・静岡新聞(朝刊28面、全域版)
- ・中日新聞(朝刊19面、東海本社版)
- ・朝日新聞(朝刊29面、静岡版)
- ・読売新聞(朝刊33面、静岡版)
- ・毎日新聞(朝刊27面、静岡版)
- ・産経新聞(朝刊23面、静岡版)
- ・日本経済新聞(朝刊33面、静岡版)

② 上記の広告に加え、次の「お知らせ」を実施した。

- ・自治体の広報誌へ掲載した。

[別紙2参照]

広報しずおか 9月号(No. 282) P15

- ・自治体(静岡県、静岡市)ホームページへ掲載した。

[別紙3参照]

- ・当社ホームページへ掲載した。

[別紙4参照]

#### (3) 縦覧場所

自治体庁舎4箇所及びインターネットの利用による縦覧を実施した。

① 自治体庁舎

- ・静岡県庁 暮らし・環境部 (静岡市葵区追手町9番6号)
- ・静岡市葵区役所 市政情報コーナー (静岡市葵区追手町5番1号)
- ・静岡市駿河区役所 市政情報コーナー (静岡市駿河区南八幡町10番40号)
- ・静岡市清水区役所 市政情報コーナー (静岡市清水区旭町6番8号)

② インターネットの利用

当社ホームページに方法書の内容を掲載した。

[別紙5参照]

#### (4) 縦覧期間

平成 27 年 8 月 25 日（火）から平成 27 年 9 月 25 日（金）までとした。

静岡県くらし・環境部では、平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとして、静岡市の各市政情報コーナーでは、平日の午後 9 時から午後 5 時までとした。当社ホームページでは、さらに縦覧期間終了後も平成 27 年 10 月 9 日（金）まで閲覧可能とした。

インターネットの利用による電子図書の閲覧は、縦覧期間中には常時アクセス可能な状況とした。

#### (5) 縦覧者数

##### ① 縦覧者確認簿記載者数

総数 13 名（縦覧者記録用紙記載者数）

（内訳）

- ・ 静岡県庁 0 名
- ・ 静岡市葵区役所 2 名
- ・ 静岡市駿河区役所 0 名
- ・ 静岡市清水区役所 11 名

##### ② 方法書及び要約書を公表したウェブサイトへのアクセス数：3072 回

### 2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第 7 条の 2 の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。説明会は、発電所計画地点である静岡県静岡市で開催し、説明会の開催の公告は、方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

開催地区	開催日時	開催場所	来場者数
静岡県 静岡市	平成 27 年 9 月 9 日（水） 18:00～20:00	清水文化会館マリナート （静岡市清水区島崎町 214）	172 名
	平成 27 年 9 月 13 日（日） 13:30～15:30	静岡労政会館 （静岡市葵区黒金町 5-1）	80 名

### 3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第 8 条第 1 項の規定に基づき、環境保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

(1) 方法書についての意見の把握

① 意見書の提出時期

平成 27 年 8 月 25 日 (火) から平成 27 年 10 月 9 日 (金) まで  
(縦覧期間及びその後 2 週間、郵送の受付は当日消印有効とした。)

② 意見書の提出方法

[別紙 6 参照]

当社への郵送による書面の提出

③ 意見書の提出状況

意見書の提出は 20 通 (意見の総数 : 40 件) であった。

日刊新聞紙に掲載した公告内容  
 (静岡新聞、中日新聞、朝日新聞、読売新聞、毎日新聞、産経新聞、日本経済新聞)

**お知らせ**

環境影響評価法に基づき、「清水天然ガス発電所(仮称)建設計画(環境影響評価方法書)」(以下「方法書」)の作成及び説明会の開催について、次のとおりお知らせいたします。

平成二十七年八月十五日  
 東燃ゼネラル石油株式会社  
 代表取締役社長 武藤 潤

【事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地】  
 名称 東燃ゼネラル石油株式会社  
 代表者 代表取締役社長 武藤 潤  
 所在地 東京都港区港南一丁目八番十五号

【対象事業の名称、種類及び規模】  
 名称 清水天然ガス発電所(仮称)建設計画  
 種類 ガスタービン及び汽力(コンバインドサイクル発電方式)  
 規模 約百七十万キロワット(約五十八万キロワット二基、約五十四万キロワット一基)

【対象事業が実施されるべき区域】  
 静岡県静岡市清水区袖師町一九〇番地

【対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲】  
 静岡県静岡市

【縦覧の場所、期間及び時間】  
 縦覧場所 期間及び時間

- 静岡県 暮らし・環境部 環境局 生活環境課(静岡県静岡市葵区追手町九番六号)
- 静岡市葵区役所 市政情報コーナー(静岡市葵区追手町五番一号)
- 静岡市駿河区役所 市政情報コーナー(静岡市駿河区南八幡町十番四〇号)
- 静岡市清水区役所 市政情報コーナー(静岡市清水区垣町六番八号)

平成二十七年八月二十五日(火)から平成二十七年九月二十五日(金)まで(但し、土曜日、日曜日は除きます)

三、 縦覧時間  
 県庁は午前八時三十分から午後五時十五分まで  
 区役所市政情報コーナーは午前九時から午後五時まで

四、 電子縦覧  
 方法書は、東燃ゼネラル石油株式会社のホームページにて平成二十七年八月二十五日(火)から平成二十七年九月九日(金)までご覧いただけます。(<http://www.konaganeral.jp/>)

【方法書についての意見の提出】  
 一、 意見書の提出  
 方法書について環境保全の見地から意見をお持ちの方は、書面にて郵送によりお寄せください。

二、 意見書の記載事項  
 ・氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)  
 ・意見書の提出の対象である方法書の名称(清水天然ガス発電所方法書と記載ください)  
 ・方法書についての環境保全の見地からの意見(日本語により説明の理由を含めて記載ください)

三、 意見書の提出期限  
 平成二十七年十月九日(金)まで(当日消印有効)

四、 意見書の提出先  
 〒一〇八八〇五 東京都港区港南一丁目八番十五号Wビル  
 東燃ゼネラル石油株式会社 電力事業部

【説明会を開催する日時及び場所】  
 日時 平成二十七年九月九日(水)  
 午後六時から午後七時四十分まで  
 場所 静岡市清水文化会館(マリナット)小ホール  
 〒静岡市清水区島崎町二四番地  
 平成二十七年九月十三日(日)  
 午後二時から午後三時十分まで  
 場所 静岡労働会館六階大ホール(静岡市葵区黒金町五番地の一)  
 (向会場とも駐車場がございません。公共交通機関をご利用下さい。)

(お問い合わせ先)  
 東燃ゼネラル石油株式会社 電力事業部  
 電話 〇三・六七三・四〇四四

静岡市広報「静岡気分」(平成27年9月号)

●清水天然ガス発電所(仮称)方法書説明会  
時 ①9/9(水)、18:00～20:00②13(日)、13:30～  
15:30 所 ①清水文化会館マリナート(清水  
区島崎町)②静岡労政会館(葵区黒金町)  
固 環境創造課 ☎221-1306

静岡県ホームページに掲載したお知らせ

○平成27年9月3日から掲載

ふじのくに  
静岡県公式ホームページ

携帯電話向けページ Other language 音声読み上げ 文字サイズ・色合いの変更 ふりがな表示

組織(部署)から探す リンク集 サイトマップ

ホーム くらし・環境 健康・福祉 教育・文化 産業・雇用 交流・まちづくり 県政情報

サイト内検索 Googleカスタム検索 検索 検索の仕方

ホーム > 組織別情報 > くらし・環境部 > 環境局 > 生活環境課 > 環境影響評価班ホームページ(ようこそ) > 環境影響指導 > 環境影響評価事業手続状況一覧 > 清水天然ガス発電所(仮称)建設計画

更新日:平成27年9月2日

## 清水天然ガス発電所(仮称)建設計画

### 事業概要

整理番号	12603
対象事業の区分	火力発電所
事業名称	清水天然ガス発電所(仮称)建設計画
事業者名	東燃ゼネラル石油株式会社
事業計画	出力:最大170万kW
実施根拠	環境影響評価法

### 環境影響評価手続

#### (1)計画段階環境配慮書(配慮書)手続

配慮書に対する意見照会	平成27年1月30日
配慮書縦覧	<p>公告:平成27年1月30日</p> <p>縦覧:平成27年1月30日～平成27年3月2日</p> <p>電子縦覧:<a href="#">東燃ゼネラル石油株式会社ホームページ(外部サイトへリンク)</a></p> <p>縦覧場所:静岡県くらし・環境部環境局生活環境課、静岡市葵区役所市政情報コーナー、静岡市駿河区役所市政情報コーナー、静岡市清水区役所市政情報コーナー</p>

意見書提出期間・提出先	期限:平成27年3月2日 提出先: 〒108-8005東京都港区港南1-8-15 Wビル 東燃ゼネラル石油株式会社 電力事業部
<a href="#">配慮書への知事意見</a> (PDF:146KB)	平成27年3月30日

●配慮書に係る静岡県環境影響評価審査会の審議

- ・平成27年2月4日 第1回審査会
- ・平成27年3月10日 第2回審査会

(2)方法書手続

方法書送付	平成27年8月24日
方法書縦覧	公告:平成27年8月25日 縦覧:平成27年8月25日～平成27年9月25日 電子縦覧: <a href="#">東燃ゼネラル石油株式会社ホームページ(外部サイトへリンク)</a> (外部サイトへリンク) 縦覧場所:静岡県くらし・環境部環境局生活環境課、静岡市葵区役所市政情報コーナー、静岡市駿河区役所市政情報コーナー、静岡市清水区役所市政情報コーナー
意見書提出期間・提出先	期限:平成27年10月9日 提出先: 〒108-8005東京都港区港南1-8-15 Wビル 東燃ゼネラル石油株式会社 電力事業部

●方法書に係る静岡県環境影響評価審査会の審議

# 静岡市ホームページに掲載したお知らせ

○平成 27 年 8 月 25 日から掲載

The screenshot shows the homepage of the City of Shizuoka. The navigation menu includes 'Home', 'Living', 'Tourism & Events', 'Culture & Sports', 'Municipal Information', and 'For Business'. The main content area features a breadcrumb trail: 'Shizuoka City Top > Living > Midori Environment > Environmental Impact Assessment (Environment Assessment) > [Shimizu Natural Gas Power Plant (Provisional) Construction Plan] Environmental Impact Assessment Methodology Document Overview'. The main heading is '「清水天然ガス発電所(仮称)建設計画」環境影響評価方法書の縦覧について' (Regarding the Vertical Review of the Environmental Impact Assessment Methodology Document for the Shimizu Natural Gas Power Plant (Provisional) Construction Plan). It includes a 'Print Page' button and a 'Last Updated: 2015/8/25' date. A grey box states: '「清水天然ガス発電所(仮称)建設計画」環境影響評価方法書の縦覧を実施しています' (We are conducting the vertical review of the methodology document). The notice details: Project Name: Shimizu Natural Gas Power Plant (Provisional) Construction Plan; Review Period: August 25 (Wed) to September 25 (Fri), Heisei 27; Review Location: District Office Municipal Information Corner. It also mentions that the document is available on the website of East Japan Natural Gas Co., Ltd. and provides a link. Below the notice is a survey section titled '本ページに関するアンケート' (Survey regarding this page) with a question 'このページは使いやすかったですか?' (Was this page easy to use?) and three radio button options: '使いやすかった' (Easy to use), 'どちらともいえない' (Don't know), and '使いにくかった' (Difficult to use). A '確認' (Confirm) button is present. At the bottom, there is a contact information section for the '環境局 環境創造課 企画調整係' (Environment Bureau, Environment Creation Section, Planning and Coordination Unit) with address, phone, and fax numbers.

当社ホームページに掲載した内容

○平成27年8月25日（火）から平成27年10月9日（金）まで掲載

東燃ゼネラルグループ

お問い合わせ English 小 中 大

印刷

ホーム ニュース 企業情報 製品・サービス CSR IR情報 採用情報

**MOVE NIPPON.**  
Esso Express

Esso Mobil ゼネラル  
サービスステーション紹介

サービスステーション検索

Mobil 1  
従来のエンジンオイルを  
超えたパフォーマンスを実現

ニュース RSS 一覧

2015.08.24 [「清水天然ガス発電所\(仮称\)建設計画 計画段階環境方法書」の届出・送付及び縦覧・説明会について\(2.5MB\)](#)

2015.08.17 [執行役員の変動に関するお知らせ\(220KB\)](#)

お知らせ

- ▶ [2015年第2四半期決算説明会 音声配信](#)
- ▶ [「清水天然ガス発電所\(仮称\)建設計画 環境影響評価方法書」について](#)

2015(平成27)年8月24日

各位

東燃ゼネラル石油株式会社  
問合せ先:  
EMG マーケティング合同会社  
広報渉外統括部  
Tel: 03-6713-4400

「清水天然ガス発電所(仮称)建設計画 計画段階環境方法書」の届出・送付及び縦覧・説明会について

東燃ゼネラル石油株式会社(本社:東京都港区、社長:武藤潤、以下「当社」)は、本日、環境影響評価法に基づき、「清水天然ガス発電所(仮称)建設計画に伴う環境影響評価方法書」(以下、「方法書」という)を経済産業大臣に届け出るとともに、静岡県知事および静岡市長宛に送付しましたのでお知らせします。また、明日8月25日(火)より、方法書の縦覧を行うとともに、9月9日(水)静岡市清水文化会館(マリナート)、9月13日(日)静岡市労政会館において、方法書の説明会を開催致します。

#### 記

##### 方法書の縦覧

##### 縦覧場所

縦覧場所	縦覧期間	縦覧時間	特記事項
静岡県 暮らし・環境部 環境局 生活環境課	平成27年 8月25日(火) ～ 9月25日(金)	午前8時30分～ 午後5時15分	土曜日、 日曜日、 祝日は除く
静岡市葵区役所 市政情報コーナー		午前9時～ 午後5時	
静岡市駿河区役所 市政情報コーナー			
静岡市清水区役所 市政情報コーナー			

当社ホームページでもご覧になれます。(http://www.tonengeneral.co.jp/)

##### 方法書の説明会

9月9日(水) 18:00-19:40

静岡市清水文化会館(マリナート) (静岡県静岡市清水区島崎町 214)

9月13日(日) 13:30-15:10.

静岡県労政会館 (静岡県静岡市葵区黒金町 5-1)

##### 方法書への意見の提出について

本方法書について、環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、事業者宛に書面にて意見書をお寄せください。

**意見書の記載事項:**

氏名および住所(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地)

意見書の提出の対象である方法書の名称

本方法書についての環境の保全の見地からの意見(日本語により、意見の理由を含めて記載してください)

意見書の提出期限 平成 27 年 10 月 9 日(金) (当日消印有効)

意見書の提出先 〒108-8005 東京都港区港南 1-8-15 Wビル

東燃ゼネラル石油株式会社電力事業部

TEL: 03-6713-4044

**清水天然ガス発電所(仮称)建設計画の概要**

所在地: 静岡県静岡市清水区袖師町1900番地

発電出力: 合計約 170 万 KW(約 58 万 KW 2 基、約 54 万 KW 1 基の 3 基構成)

工事開始時期: 平成 30 年 4 月(予定)

運転開始時期: 1号機:平成 33 年 7 月(予定)

2号機:平成 33 年 11 月(予定)

3号機:平成 36 年 7 月(予定)

(添付資料)

清水天然ガス発電所(仮称)建設計画 環境影響評価方法書のあらまし

以上



東燃ゼネラルグループ

[お問い合わせ](#) | [English](#) | 小 中 大

印刷

ホーム
ニュース
企業情報
製品・サービス
CSR
IR情報
採用情報

## 環境影響評価

ホーム > 環境影響評価

---

### 環境影響評価

清水天然ガス発電所(仮称)建設計画 計画段階環境配慮書

1. はじめに(161KB)
2. あらまし(1.6MB)

配慮書及び要約書の縦覧期間は終了いたしました。

清水天然ガス発電所(仮称)建設計画 環境影響評価方法書

1. あらまし(2.7MB)
2. 環境影響評価方法書
  - 志紙目次(539KB)
  - 第1章(875KB)
  - 第2章(2.4MB)
  - 第3章-1(8.4MB)
  - 第3章-2(5.2MB)
  - 第4章(3.7MB)
  - 第5章(1.5MB)
  - 第6章(3.1MB)
  - 第7章
  - 第8章(6.2MB)
  - 第9章(870KB)
3. 要約書(4.6MB)
4. 意見書の提出 [PDF形式\(111KB\)](#) [Word形式](#)

方法書及び要約書は平成27年8月25日(火)～10月9日(金)の間中は閲覧が可能です。ただし、ダウンロードして閲覧・印刷することはできません。

PDFファイルの閲覧には、Adobe® Reader®をインストールする必要があります。

[Adobe® Reader®をダウンロードする](#)

「清水天然ガス発電所(仮称)建設計画 環境影響評価方法書」に対する意見書

(No.            )  
平成    年    月    日

環境影響評価法(平成 9 年法律第 81 号)第 8 条の規定により、環境の保全の見地からの意見を、次のとおり提出します。

環境影響評価方法書についての環境保全の見地からの意見

【意見】

住 所 (法人その他の団体にあつては、 主たる事務所の所在地)	〒            一 都道                    市区 府県                    町村
(ふりがな) 氏 名 (法人その他の団体にあつては、 名称及び代表者の氏名)	

(備考) ご意見は、住所、氏名等を必ず記入の上、環境影響評価方法書について環境保全の見地からの意見をなるべく項目ごとに整理して具体的に記載してください。なお、記載しきれない場合は、この用紙右上のナンバー欄(No. )にページをふり、お使いください。

- 1 送付先 〒108-8005 東京都港区港南一丁目 8 番 15 号 Wビル  
東燃ゼネラル石油株式会社 電力事業部 宛
- 2 提出期限 平成 27 年 10 月 9 日(金) 当日消印有効

## 第2章 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づいて、事業者に対して意見書の提出により述べられた環境の保全の見地からの意見は40件であった。

「環境影響評価法」第9条及び「電気事業法」第46条の6第1項の規定に基づく、方法書についての意見の概要並びにこれに対する当社の見解は、次のとおりである。

## 方法書について述べられた意見の概要と事業者の見解

### 1. 事業計画

No.	意見の概要	事業者の見解
1	<p>配慮書の主旨（事業の位置・規模が妥当であるか）に対する回答には地域住民の立場が配慮されていません。環境影響評価は本来、住民のためのものです。住民の立場で位置、規模が妥当か（安全か）の調査を行って、その結果を示して下さい。</p>	<p>本発電所建設計画は、静岡県及び市の土地利用方針や今後の活性化計画とも整合しているものと考えており、配慮書においても事業の規模、位置、配置等に関する考えを示してきました。</p> <p>また、本方法書は、環境影響評価法に基づき「環境影響評価を行う方法」について作成したものです。今後、周辺の自然的・社会的状況を踏まえ、大気環境、騒音・振動、景観について十分に配慮し、周囲の環境に与える影響に関しては環境影響評価法に基づき適切に予測、評価を実施してまいります。</p> <p>安全や経済効果の問題は環境影響評価法の対象外ですが、安全面については、「電気事業法」、「消防法」、「建築基準法」等、各種の法律ならびに技術基準等に基づいて安全性の高い設備設計を行ってまいります。</p>
2	<p>平常時はもとよりですが、地震のようにいつ来かわからないが、いつかは来るとい自然災害、人為的過失による災害からの不安の除去こそ安全な生活を保障するもの（環境の保全）と考えています。駅から近く、港にも近い施設があるからといって、我が国最大規模の発電所があると知ったら、人は安全と思って集まるでしょうか。それよりも貴社の利益を優先されるのでしょうか。</p>	<p>安全や経済効果の問題は環境影響評価法の対象外ですが、安全面については、「電気事業法」、「消防法」、「建築基準法」等、各種の法律ならびに技術基準等に基づいて安全性の高い設備設計を行ってまいります。</p> <p>環境影響評価の手続きとして、引き続き静岡県及び静岡市に意見をいただきながら進めてまいります。</p>
3	<p>立地についてあらかじめ静岡県、静岡市などの行政と打合せをしていると思います。事業予定地は、住民だけでなく、不特定の大勢の人たちが集まる「賑わいゾーン」に接しています。いつ生じるかわからないここでの災害に対する不安感、風評などは無視してよい、と県知事、市長は言ったのでしょうか。</p>	
4	<p>建設計画地は、行政が市民交流の場と位置づけて、多くの施設や公園等で賑わっている地域に接しています。確かに、計画地は工業地域及び港湾地域となっており、市街地活性化地域には含まれていません。だから問題は無いと考えておられるのでしょうか（静岡市議会での行政の答弁）。「環境影響評価」とは当該事業が周囲の環境に与える影響を評価することであるという認識（常識）は持っておられないのでしょうか。市民は行政だけでなく、貴社の認識を疑っています。静岡市に確認してください。</p>	
5	<p>市民の安全・安心よりも経済活性化が大切であり、それに貢献すると考えているのでしょうか。どのような効果があるのでしょうか。具体的にまた定量的に示してください。その判断が環境影響評価です。</p>	
6	<p>方法書の中で配慮書に対する意見が配慮されていません。配慮書は本事業の位置や規模が適切であるかを住民に納得してもらうためのものと思います。しかし、これに対する回答では、貴社の都合（貴社の所有地、LNG 基地に隣接、多方面への送電可能、規模は電力事情による）だけが書かれており、地域住民、ここを訪れる一般の人たちの立場は全く無視されています。駅から近く、港にも近く、種々の公共施設があり、大勢の人たちが利用しています。このようなところに日本で最大級の発電所があると知ったら、人は安全と思って集まるでしょうか。どのような危険が考えられるかを示して、調査、検討してその対策を示し、ここを利用する住民だけでなく、国の内外から集まる人たちに安全であることを示してください。</p>	

No.	意見の概要	事業者の見解
7	<p>静岡市議会で、「工業地域及び港湾地域となっており、市街地活性化地域とは全く異なっており、問題は無い」と行政が答弁しました。行政のこの言葉で建設位置は妥当であるとされたのでしょうか。これは「周囲の環境保全」が主旨である環境影響評価法に反するものではないでしょうか。</p>	<p>本事業は、県の「駿河湾港整備基本計画」で「エネルギー関連ゾーン」に指定されている弊社エリア工業専用地域内に発電所を建設するものです。隣接する「水産・交流拠点ゾーン」と位置付けられている計画地南側部分を含め、人と自然との触れ合いの活動の場という視点でも周辺の環境に配慮して検討を進めてまいります。</p>
8	<p>静岡市議会での議員の質問に対して、「工業地域だから建設には問題ない」と行政が答弁しました。これは排ガスを工場敷地内から出して周囲にまき散らすのと全く同じケースで、環境影響評価の根本理念に行政が全く無知であることを示しています。この行政対応を根拠にして建設立地が妥当であると考えられるのでしょうか。</p>	

## 2. 環境

No.	意見の概要	事業者の見解
1	<p>大気汚染の悪化。浜岡原発の 1.5 倍の巨大さが、コンバインドサイクルを導入しても、清水の空と海を汚すのは確実です。低減の言葉で逃げていますが、予測される次の件については反論できますか？</p> <p>LNG 火力発電所の排熱生産は気温と海温の上昇をもたらす、風下では気温は 1 度以上、湿度も上昇し暑くなります。CO2 の排出は年間 550 万トン、なんと静岡市の排出量とほぼ同量を排出し、喘息や肺ガンに關係する窒素酸化物も膨大な量を排出します。環境基準値のクリアーだけでは、健康被害を予測できません。日々の身体への蓄積が問題なのです。予定地に生息する動物の調査がありましたが、何を意味するのかわかりません。工事の騒音、環境汚染でいなくなる動物よりも、膨大な温排水（薬品処理）によるシラス・桜エビの稚魚の影響について説明すべきです。</p> <p>今回の計画は大工事そのものが、大変な環境汚染をもたらすことを知り逃げ出したいとなりました。風光明媚な清水の自然を 1 企業の利潤追求のためにダイナシにしているのですか？</p>	<p>ご意見の排熱生産は気温と海温の上昇をもたらすとのことですが、復水器の冷却に冷却塔方式を採用しますので、既設排水口から排水される冷却塔ブロー水による温度上昇はわずかです。排煙による気温上昇については、上空で拡散するためほとんど周囲への影響を及ぼさないものと考えます。</p> <p>CO2 対策については、先般、電事連等で策定した「電気事業における低炭素社会実行計画(H27.7)」の取組みである BAT の参考表(A)以上の技術を採用することとしており、実用化されている最新鋭の発電技術の採用により、発電電力量当たりの二酸化炭素排出量を低減する計画としております。</p> <p>また、窒素酸化物の排出については、最新鋭の排煙脱硝装置を用いて影響を低減します。配慮書で述べましたように、発電所稼働後におけるの将来予測寄与濃度は既存の自動車等から発生するバックグラウンド濃度の 1%未満であり、環境基準を満たしております。</p> <p>シラス、サクラエビについては、港外に漁場があり、排水の影響は排水口付近に留まることから影響は少ないと考えます。</p>
2	<p>環境影響評価項目を四季を通じて一年間調査するとのことですが、この発電所が建設され何十年と稼働すれば、その何十年かが積み重なった値はどうなるのでしょうか。一年間調査した値のままですか。その近隣に住んでいる人たちへの身体・精神の何十年かの影響はどうなるのでしょうか。また南海トラフ地震のことを考えれば、この埋立地での建設は災害を最大級にするとしか考えられません。その際の全保証をする覚悟の上での建設ですか。</p> <p>貴社が「東燃ゼネラル石油は、安全、健康、環境の確保を操業の大前提と考え、事業を継続し社会の発展に寄与」と謳っているのであれば、この建設予定は謳い文句に反しています。</p>	<p>なお、評価項目としての「温排水」は、海水冷却方式を用いる場合の冷却水の放水であり、本事業においては海水冷却ではなく冷却塔を採用していることから、該当しません。冷却塔ブロー水を含む発電所一般排水は、LNG 冷排水と排水槽で合流させてから排水します。</p>
3	<p>発電所建設予定地のすぐ近くに住んでいる者です。法律の規定に基づいて、環境に十分配慮された発電所を建設されると思います。たとえ微量であっても有害物質を含む空気を長期的に吸い続けることになるということに不安を感じています。万が一近隣住民に健康被害が出た場合、どのような補償をしていただけるのでしょうか。公害による健康被害は因果関係が証明されるまでに長い時間を要することが多いと思いますが、それでは困ります。健康被害の出ない発電所の建設が大前提ではありますが、もし万が一被害が出た時にどのような対応、補償をして頂けるのか建設が始まる前に近隣住民に対して明確に示して頂きたいです。</p>	

No.	意見の概要	事業者の見解
4	<p>冷却塔ブロー水（添加剤入り）13,300t/日の排水は LNG の排水溝に混入させ、湾内に排水する計画のようですが、LNG の排水溝は-164℃の液体 LNG を気体の LNG に戻すため、大量の海水を使用し、常温海水より 3℃低い排水が流れていると聞きます。現状の排水溝の状態と、実施後、水温・流量・流れ等どのようになるのか、排水口から出る水が湾内の海水と同化するまでの状態を示してほしい。</p> <p>また、工業用水の水質が悪いと聞きます、確認をお願いいたします。</p> <p>稚鮎は湾内を回遊し、塩分濃度の低い低水温の河口へ接近し遡上を始めると考えられているので、排水口が仮想の河口となると考えられ、ここで道草すると、興津川に遡上する時期が遅くなり、結果鮎の生育が悪くなる可能性があると思われる。</p>	<p>冷却塔ブロー水を含む発電所一般排水は、LNG 冷却排水と排水槽で合流させてから排水します。</p> <p>一般排水が単独で排出された場合、水温が 1 度以上上昇する範囲と、海水に対して塩分濃度が 1‰（パーミル）以上低い範囲は、排水口付近の事業者敷地と袖師第二埠頭に挟まれた海域内に留まります。</p> <p>本事業においては、東駿河湾工業用水道と静清工業用水道から供給を受けます。</p> <p>工業用水は適切な水質管理を実施した上で排出します。</p> <p>冷却塔ブロー水は、清水 LNG 袖師基地東側から取水した LNG 気化水と合流させた後、清水油槽所北側の排水口より排水します。排水口付近の海水の塩分濃度は、LNG 気化水の取水口付近の海水より低いことから、排水が排水口付近の塩分濃度を低下させることはありません。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
5	<p>配慮書に対する経産省、静岡県、一般市民からCO2排出量に関する意見がありました。計画のままでは現在の静岡市の総排出量の6割にあたるものが新たに排出されるわけです。CO2の削減という世界的な方向に逆らっていませんか。”石炭火力に比べて原単位が小さい”ことで市民は騙されません。削減の方策を示してください。</p>	<p>温暖化対策はグローバルな問題であり、国民各層の理解と協力、国際的な取り組みが重要です。温暖化問題で大切なのは、経済活動を低下させたり国民生活に不便を与えたりすることを極力避けながら、進んだ技術を取り入れる等の方法で温暖化ガスの排出（すなわち燃料使用）を低減させるということです。その点、本計画のような高い効率の最新鋭発電設備を導入することは、全国にまだ残る効率の低い旧式な発電設備との代替効果により「全体として」の温暖化ガスの低減に貢献することができます。</p>
6	<p>本計画は地球温暖化への対策であると述べておられます。しかし、人々の生活、活動の中心地で計画されることは以下の点から矛盾に満ちており、理解できません。説明して下さい。</p> <p>本計画では、静岡市のCO2排出量は現在に比べて6割増大します。これでは静岡市の総ての工場が励んでいる排出削減は全く無意味となりませんか。削減努力など不要だといっているようなものです。また、市民は庭の落ち葉焚きも抑制して地球温暖化対策に協力しています。しかし、発電所が稼働したら、周辺の住民は貴社の煙突を見ながら、そのような努力などばかばかしいと感じるでしょう。静岡市民が地球温暖化対策をばかばかしいと感じ、無視するようになったら、世界の国々は、そして将来の世代はなんとって非難するのでしょうか。地球温暖化対策に寄与するためという本事業は全く逆の結果をもたらすと考えませんか。</p> <p>石炭火力に比べれば天然ガスのCO2の排出量は原単位で極めて小さいという点を強調されており、170万KWという大規模発電では排出総量は上記のように極めて大きくなることを市民も行政も知りません。この点を明言して、どこまで削減できるかを示して、その評価を得てから、計画を進めて下さい。既に、世界のCO2は地球環境としての許容量を超えていることは誰も疑っていません。現状の削減に努力しているところであり、本計画のような新たな生成は慎むべきです。市民は貴社の世界観、企業観、そして誠意と努力を見守っています。</p>	<p>CO2対策については、先般、電事連等で策定した「電気事業における低炭素社会実行計画(H27.7)」の取組みであるBATの参考表(A)以上の技術を採用することとしており、実用化されている最新鋭の発電技術の採用により、発電電力量当たりの二酸化炭素排出量を低減する計画としております。</p> <p>また、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度によると、電気事業によるCO2排出量は、配分前と配分後という考え方に則り算定します。</p> <p>配分前とは、発電所における燃料の使用に伴うCO2排出量のことです。</p> <p>配分後とは、このうち発電所と事務所等の所内消費に伴うCO2排出量のことです。</p> <p>静岡市からの排出量に追加されるのは、配分後のCO2排出量であり、発電所内における消費分のみ計上することになります。LNG火力の場合、発電所から排出される全CO2のうち、所内消費分は2%程度であり、本事業からの排出量は7万トン程度になります。これに対して静岡市からの温室効果ガス排出量は、2010年度において596万トンです。</p>

### 3. 地震・防災

No.	意見の概要	事業者の見解
1	<p>地点・規模の危険性に対し、「安全確保は関係法令を遵守し、関係機関との協議で設計、運用する」と回答されました（方法書第7章）。これは間違った対応です。環境影響評価の中で検討した後に他省庁と協議し、法令との整合性を図るということです。「建設地点、規模が環境保全の立場から安全であるかの検討に住民が参加する」ために「配慮書」が新しく義務づけられたことをどのように理解されているのかご回答下さい。</p>	<p>本方法書は環境影響評価法に基づき「環境影響評価を行う方法」について作成したものです。</p> <p>設備の安全性や災害による影響の問題は環境影響評価法の対象外であるため記載していません。地震、防災対策に関しては今後行う詳細設計、許認可手続きの中で、「電気事業法」、「消防法」、「建築基準法」等、各種の法律ならびに技術基準等に基づいて安全性の高い設備設計を行ってまいります。</p> <p>また、運転開始後につきましても、適切な運転管理、保守点検を行い、設備保全に努めてまいります。</p>
2	<p>「配慮書」、「方法書」では平時の 대기、水質などの環境保全だけが検討されています。3.11 災害以後は平時の安全よりも、想定外と言えなくなった災害時の事故の危険性を市民は心配しています。市民の安全は経済活性化以前の問題で、発電所を作らなければその危険性はないわけですから、計画は取りやめるべきと再考されませんか。</p>	
3	<p>上記のように、想定外の災害・事故に対して市民は不安を感じています。これに対する認識が「配慮書」にも「方法書」にも見ることができません。計画を進めるのであれば、想定外の事故に対する不安や風評を取り除く調査を行い、その調査結果を示してからにすべきです。</p>	
4	<p>東日本地震津波以後は、平時の安全よりも、いつ起るか分からない災害時の事故の危険性を市民は心配しています。本方法書ではこのような災害起こらないように、また起ったときの対策について全く触れていません。何故ですか。</p> <p>本計画のような大規模の発電所を人の集まるこのようなところに作らなければ、少なくとも発電所があることによる二次災害はないわけですから、計画は取下げのべきです。市民の安全が総てに優先されねばなりません。</p> <p>市民の安全・安心よりも経済活性化が大切であり、それに貢献し、市民・住民のためになると考えているのであれば、その効果を具体的にまた定量的に示して下さい。この判断がなされて初めて市民住民が納得できる環境影響評価となります。</p>	
5	<p>東日本大地震の後では、平時の安全よりも、想定外と言えなくなった災害時の事故に対して市民は不安を感じています。これに対する認識が「配慮書」、「方法書」のどちらにも全く見られません。平時の 대기、水質などが検討されているだけです。本事業が稼働しているときに生じる想定外の事故（火災、爆発、ガス・油流出、漂流物など）の不安、風評を取り除く以下のような調査項目を追加してください。</p>	

	調査項目	調査方法	評価方法
	地域社会の安全	交流ゾーンでのアンケート・聞き取り ・現在の利用者数の実地調査 ・建設後の利用者数のシミュレーション	集まり、利用の減少
6	<p>想定外の事故に対する不安や風評を取除く調査を行なって下さい。東日本地震災害以降、多くの自然災害、その人災である二次災害、また、まさかと思うような人為的な工場火災などが続いています。平常時の安全よりも、想定外と言えなくなったこのような災害の危険性を市民は心配しています。いつかは生じる危険が想定されるところに本事業のような大規模の火力発電所を建設したら後世の叱りを受けます。</p>		
7	<p>環境影響評価法第三条の二には、「環境の保全に配慮すべき事項について検討を行わねばならない」となっています。「非常時を含めた生活の安全」こそ環境保全の第一です。隣接地は国、県、市の上位計画による「交流ゾーン」ですが、我が国上位4%に入る発電規模と知って、住民だけでなく、種々の人たちが安全と思って集まりますか。上記の法を無視、または正しく理解されていないのではないですか。ご回答ください。</p>		
8	<p>方法書第7章の中で、「安全については他の法令に基づいて関係機関と協議する」と書かれました。危険性、安全性についてはこの環境影響評価手順の中では扱わないということですか。</p> <p>環境保全の中心にあるのは住民の安全でないですか。これを検討するために環境影響評価法が作られたのではないですか。</p> <p>環境影響評価法のどこに「危険性、安全性は扱わない」と書いてあるのですか。示してください。</p>		

No.	意見の概要	事業者の見解
9	<p>清水マリナートでの説明会で、本計画は人の集まるところに隣接しているという意見がありました。これに対して、品川火力、吉の浦火力、仙台火力、富山新港火力などはもっと近くにあるという回答はその場しのぎでごまかしです。さらに、これらは発電規模も小さく、建設時期も3.11災害以前であり、本計画と比較はできません。このような回答は出席者だけでなく、地元、市民を愚弄するものです。謝罪、訂正の場を設けて下さい。</p>	<p>方法書の説明会において、市街地に近い発電所についてのご質問があったため、例を示して回答致しました。</p> <p>工事中及び運転開始後は、適切な運転管理、保守点検を行い、設備保全に努めてまいります。</p>
10	<p>清水マリナート、静岡労政会館での説明会に出席しました。</p> <p>火力発電の建設計画地は多くの人の集まるところに隣接しており、いつ起こるか分からない災害の危険性が心配だという意見がありました。これに対して、“品川火力などはもっと近くにある”と回答されました。さらに“品川火力の近くに住んでいるが、近くには商店街もある”と説得力のある回答をされました。しかし、品川火力は1960年の稼働であり、その建設以前に現在の住宅、商店街ができていたわけではありません。現在のような想定外の災害に対する危険の認識がなかったために、火力建設以後に町ができてきたものです。東日本地震以後のように、想定外の災害に対する危険認識が一般化した現在でも、品川のような住宅、商店街の中に火力建設が可能だと考えられるならば、あまりにも住民感覚を無視した非常識な身勝手さと言わねばなりません。行政が諸施設を整備し、賑わいの場となっている本計画地に対してもこれと同じ発想であるならば、決して許されません。</p>	
11	<p>配慮書に対する意見と貴社の回答が方法書にありました。その中で、危険であるという意見に対して、「安全については他の法令に基づいて関係機関と協議する」と回答されています。法の主旨を正しく理解して下さい。環境影響評価法の主旨に従えば、先ず環境影響評価の中で検討し、その後で関係機関や他の法令との整合性がとられるべきでしょう。「安全」＝「環境保全」ですから。例えば、川崎市環境影響評価技術指針でも、「火災、爆発、化学物質の漏洩など」が「安全項目」として取り上げられています。</p> <p>方法書に「安全」の項目を加えて、平常時だけでなく災害時の安全に対する調査を行って下さい。例えば、発電所がなければ、地震時の発電所火災、LNGタンク爆発、LNGタンカー漂流による二次災害などは生じません。建設したために発生する事故の規模の相違を示して下さい。</p>	<p>本方法書は環境影響評価法に基づき「環境影響評価を行う方法」について作成したものです。</p> <p>安全については、環境影響評価法の対象外であるため記載しておりません。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
12	<p>LNG タンカーがタンクにガスを供給している時、地震が発生し津波が押し寄せ、タンカーが横転しガスもれになったらどう対処するのですか？</p> <p>予定地は安政の大地震で隆起した場所であり、予想される南海トラフ大地震では沈下するのか隆起するのか、わからない埋立地です。最高の技術で地盤を強化しても地震がおそえば液状化し、配管やタンク本体の亀裂からガス漏れし、大火災がおきる可能性は高いのです。市街地に隣接し、緩衝帯の設置ができない最悪の立地条件であることを認識し、計画を撤回して下さい。</p>	<p>現在、事業計画地を含む弊社清水油槽所は、隣接する清水エル・エヌ・ジー株式会社と共同防災を行っております。油槽所内に消防車を3台配置しており、有事の際には、両社協力して災害対策などの対応を行います。</p> <p>発電事業開始後は、発電所も共同防災の一員として協力して防災にあたるものと考えております。</p>
13	<p>供給される天然ガスは別会社からのものであるから本環境影響評価から除くというのは矛盾しています。例えば本計画で使用する LNG は大量であるから、LNG を運ぶタンカーの事故については本環境影響評価の中で検討されねばなりません。また LNG を液化するのは別会社であっても、その量、作業は現場と比べて無視できないから、その過程や液化に伴う冷排水の影響もこの中で検討されねばなりません。</p>	<p>燃料を運搬するタンカーや LNG を気化する業務は、別会社の実施事業ですので、本発電事業の環境影響評価の対象となりませんのでご理解下さい。</p>
14	<p>本事業で使用する LNG を運ぶタンカーの想定外事故については本環境影響評価で行わねばならない。LNG を供給するのは別会社であっても、その量、作業は現在と比べて無視できないから、本環境影響評価の中でなされねばならない。</p> <p>また、LNG を液化するのは別会社であっても、液化の過程、液化に伴う冷排水の影響などは本事業のためのものであって無視できないから、本事業の責任であってこの環境影響評価から除外することはできない。上記のように他社が行うものであっても、本事業のために生じる項目は本環境影響評価で検討されねばならない。</p>	
15	<p>LNG を液化するのは別会社であっても、本事業の燃料として使うための工程です。LNG は現在の 2.1 倍に増えるということであり、液化のための冷却水は少なくとも 2 倍になり、作業も現状と比べて無視できない規模となるでしょう。工程の安全性（危険性）や冷排水の影響は本環境影響評価の中で調査、検討されねばなりません。</p>	
16	<p>想定外の事故に対する検討を行って下さい。</p> <p>平常時はもとよりですが、地震のようにいつ来るかわからないが、いつかは来るという自然災害、また人為的過失による災害からの不安の除去こそ環境の保全として大切です。</p> <p>例えば、LNG を運ぶタンカーが着岸しているときに地震が起こったら、どんな災害となるでしょう。本事業により寄港する LNG タンカーの量はこれまでの 2 倍になるといいます。地震そのものによる災害だけでなく、油流出による火災などの二次災害は東北地震で経験済みです。タンカーは別会社だからとは言えません。本事業がなければ生じない災害ですから、この環境影響評価で検討してください。</p>	

17	<p>平常時の環境影響評価は本方法書で書かれています。しかし、地震のようにいつ来るかわからないが、いつかは来るという災害からの不安の除去こそ環境の保全だと市民は考えるようになっていきます。例えば、LNG を運ぶタンカーが港内にいるときに地震が起こったら、東北地震での気仙沼港と同様です。タンカーは別会社であってもこの環境影響評価で検討されねばなりません。他の想定外の事故に対する検討も行って下さい。</p>	
18	<p>東日本地震災害以後、いわゆる想定外の事故が頻繁に起こっており、想定外という認識はなくなりましたが、本方法書では平常時だけを対象としています。地震のように、いつかはきつと来るという災害に対する不安を市民は考えるようになっていきます。新しく作られるものに対してはこの不安を除くことが環境影響評価の役割です。例えば、地震が起こったら、本事業でこれまでの2倍になるという可燃性のLNGは清水区全域にわたる大規模火災を引き起こします。東北大地震のときの気仙沼の例で明らかです。また2倍に増えるというLNGタンカーが清水港内に停泊、着岸しているときならばどのような二次災害を引き起こすでしょうか。これらこそ環境影響評価で検討して、市民を安心させてください。</p>	

#### 4. 手続き、周知、その他

No.	意見の概要	事業者の見解
1	<p>国には「配慮書を公開するまえに、社会混乱が生じないように、計画位置、規模について地元との調整を行いなさい」（「発電所に係る環境影響評価の計画段階環境配慮書における複数案等の考え方」経済産業省；平成25年）とっています。隣接地は行政が定めた「交流（賑わい）ゾーン」ですが、住民だけでなく、不特定に集まる大勢の人たちの不安感、風評は無視してよい、と県知事、市長が答えたとは考えられません。知事が心配している浜岡原発の想定外の危険性とどこがちがうのでしょうか。静岡県知事、静岡市長がどのように対応したかをご回答下さい。</p>	<p>本発電所建設計画は、静岡県及び市の土地利用方針や今後の活性化計画とも整合しているものと考えております。配慮書においては県知事意見及び市長意見を頂いております。</p> <p>方法書の審査においても、静岡県知事及び静岡市長それぞれのご意見を頂き進めてまいります。</p>
2	<p>「配慮書」に対する行政、住民からの多くの意見に対し、方法書では、「意見を配慮する」とのみ回答しています。例えば、「計画地南部分を含め、人と自然の触れ合いの場という視点でも周辺環境に配慮する」としていますが、方法書のどこにどのように配慮すると書かれましたか。「方法書」は「配慮書」に対する意見を踏まえて作られるものです。それぞれの意見に対して、方法書の中で具体的に対応を示し、調査項目の中で、調査方法、評価方法を示すべきです。</p>	<p>方法書は環境影響評価の調査・予測・評価の手法を検討した図書の位置づけです。詳細な設備設計や工事計画、それによる周辺環境への影響に関しては、次の段階である準備書で示します。いただいた環境の保全の見地からのご意見を含め具体的な配慮内容や計画諸元等は準備書に記載する考えです。</p> <p>今後の調査・予測、環境保全措置の検討、評価にあたっては、いただいた環境の保全の見地からの意見に配慮しながら具体的に検討してまいります。</p>
3	<p>方法書は上記を考慮して書き直し、再提出してください。</p>	
4	<p>配慮書の検討結果が方法書に活かされていません。</p> <p>配慮書には多くの疑問、質問、意見が出されていますが、方法書第7章ではそれぞれに対して“配慮する”とだけ回答されています。しかし、方法書のどこに具体的にどのように配慮することにしたと書かれていますか。それぞれの意見に対して、方法書の中で具体的に対応を記述し、調査項目としてとりあげ、調査方法、評価方法を示してください。</p> <p>例えば、経産大臣の意見に対して、「二酸化炭素排出削減に着実に取り組みます」と回答しています。しかし、この度の計画では、二酸化炭素の排出は現在の静岡市の排出総量を1.6倍に増大させます。“着実な取り組み”をした結果ならば、意見に答えたことになりません。回答はその場しのぎで、偽りです。</p> <p>方法書の中で配慮書に対する意見が活かされていなければ、配慮書はなんのためのものでしょう。</p> <p>配慮書への意見を活かして方法書を作り直して下さい。</p>	

No.	意見の概要	事業者の見解
5	<p>環境影響評価方法書を素人が全部読み通す事も、理解する事も出来ません。全て法律にのっとって正しいから許されるべきだと云われるでしょうが、第1私の住んでいる辻地区の目と鼻の先に巨大発電所が出来る事は市や自治会の上層部しか理解していません。隣組、友人にきいてもそんな市街地にと、皆絶句します。今迄知らなかったといいます。</p> <p>津波、地震、液状化と今迄はお話の中の事と思っていた事が、次々現実になっています。福島原発の例をまつ迄もなく、絶対安全はありません。</p> <p>地区住民がこのリスクを負ってでも売電による税収が欲しいというのなら、それはそれで良いでしょう。</p> <p>しかし住民をつんぼさじきおき、知らない間に火力発電所の建設を進める様な事は許せません。</p>	<p>本事業は、環境影響評価法並びに電気事業法に基づき、環境影響評価手続きを行うものです。</p> <p>方法書縦覧の公告は、新聞7紙朝刊にて行い、静岡市広報でも周知しております。方法書の縦覧場所は、県1ヶ所及び区役所3ヶ所の合計4ヶ所において1ヶ月間縦覧するとともに、当社ホームページにおいて電子縦覧を行いました。</p> <p>住民説明会は静岡市内で平日と休日の2回開催しております。</p>
6	<p>経済効果は期待できません。建設中いづらか効果がありますが、一時的なものです。危険はなかば永久的です。雇用はたった30人、検査に100~500人（静岡に宿泊するかも）、新しい事業が生まれるとの言葉にも根拠はありません。むしろ3本の高い煙突は、世界文化遺産となった三保松原、玄関口である清水駅そして日本平からみる富士山の景観を著しく損ない観光産業にダメージを与えます。シラス、桜えびの漁獲減少は関係者に痛手となります。外国船が危険な発電所を避けることによる海運業の影響、周辺の固定資産価格の下落、災害と大気汚染を心配する人口流出も清水の経済発展に大きな損失となります。</p>	<p>本方法書は環境影響評価法に基づき「環境影響評価を行う方法」について作成したものです。経済効果については対象外であるので、回答を控えさせていただきます。</p> <p>景観につきましては、準備書で環境影響評価を行います。</p> <p>シラス、サクラエビについては、港外に漁場があり、排水の影響は排水口付近に留まることから影響は少ないと考えます。</p>
7	<p>静岡市議会で議員が”LNGの液化に伴う冷熱を産業に利用したい”と発言した。これに関しては貴社は市長、市環境影響審査会にどのように説明したのか。貴社のLNGの液化は清水エル・エヌ・ジーが行うものである。”別会社が行うものは環境影響評価に含めない”と言っていることと矛盾しないか。このように、立地の妥当性、経済効果などで場当たりの行政、住民説得が多く、住民は信頼できないと感じている。</p>	<p>冷熱利用については、当社の現時点の計画には含まれておりません。</p>
8	<p>さらに市議会で議員は”冷熱利用を戦略産業にしたい”と建設賛成の意見を述べました。LNGの液化は別会社（清水エル・エヌ・ジー）が行うものです。本計画では、別会社が行うものは環境影響評価に含めないと言っています。議員はそのことを知っているのでしょうか。また貴社が冷熱利用を議員あるいは市（行政）との話し合いで表明されたのでしょうか。筋の通らない、身勝手な話です。</p>	